

建物を解体される皆様へ

建物を解体される際には、どんな建物でも必ず問い合わせをしてください。

問合せ先 **長久手市下水道課 TEL. 0561-56-0624 (直通)**

電子メール gesui@nagakue.aichi.jp

要点1 宅地内の下記の下記の最終ますは「公共汚水ます」であり、長久手市の所有物です。解体時には残すようにしてください。(勝手に壊してはいけません。)



又は



要点2 キャップ止めについて

上の「公共汚水ます」に流入する管がある場合、ますと管の接合部から40cm以上残して管を切断し、塩化ビニール製の管の下記のキャップを接着剤を付けて取付けてください。(原則として“土のう止め”はいけません。)



←キャップは、ホームセンターで1,000円程度です。たいていは管径φ100ですが、実際の管径と必要な数は、現場を掘って確認してください。

要点3 浄化槽でもご注意！またはその他どんな建物でもご注意！

敷地内には、未使用の現場確認が困難な「公共汚水ます」や「取付管」が存在することがありますので、その有無、個数、位置、深さなど、下水道課に必ずお問合せください。

